

## 第 1 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成30年1月17日(水)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 たぐち 6田口 よしのり 慶則・14宮本 みやもと まさはる 政春・15守山 もりやま たかゆき 孝之・16中谷 なかに 秀也  
にしもり 17西森 よしのり 偉統・18結城 ゆうき しんぞう 晉二・20諸戸 もろと 善昭・22中野 なかの たつ子  
かたおか 23片岡 まさいく 眞郁

以上9名

欠席部会委員 7 むくした 棕下 たもつ 保

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・鈴木事務局次長・若松主査

総合支所 久居：加賀担当副主幹 一志：坂口担当主幹 白山：村山担当副主幹  
美杉：前山主査

議事録署名者 なかに 16中谷 ひでや 秀也・23片岡 かたおか 眞郁 まさいく

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可取消願について  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)  
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)  
議案第8号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について <別冊>

## 議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、30年第1回の第2農地部会を開会させていただきます。</p> <p>本日の欠席は、7番の椋下保委員、出席委員は9名です。</p> <p>議事録署名を指名させていただきます。16番 中谷秀也委員、23番 片岡眞郁委員、よろしくお願いします。</p> <p>まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第4号につきまして、事務局から一括して報告願います。お願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>大変失礼ですが、座って説明させていただきます。よろしくお願いします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>番号1から7で、合計件数は7件、合計面積は、全て田で1万1,679㎡でございます。</p> <p>これにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1から4で、件数は4件、合計面積は9,309㎡で、内訳としまして田が6,799㎡、畑が2,510㎡でございます。</p> <p>これにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>現況地目が宅地になっているところにつきましては、無断転用の可能性もありますので、届出人に対して指導させていただいております。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1、太陽光発電施設用地の1件で、面積は畑で343㎡です。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。</p> <p>番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は田で192㎡でございます。</p> <p>報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま事務局から報告がありましたとおりですので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、議案事項に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、よろしくお願いします。</p>
事 務 局	<p>5ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。</p>

番号1、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、面積 4万389㎡、渡人 \_\_\_\_\_外1名で、面積 4,347㎡、申請地 稲葉町長田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田で、面積 1,451㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、面積 4万389㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 2,527㎡、申請地 稲葉町柗\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田で、面積 1,658㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、面積 4万389㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1万39㎡、申請地 稲葉町柗\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田で、面積 506㎡。

これにつきましては、受人は、耕作が不便である渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は3件で、合計面積は全て田で3,615㎡でございます。

この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。よろしくお願ひします。

田口委員

すみません、棕下さんが欠席なので私がかわりに報告させていただきます。6番、田口です。先日、現地確認をしてまいりましたが、3つとも一緒です。場所は\_\_\_\_\_から1キロほど南に行ったところです。地元推進委員、事務局と私で確認しました。これは問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第1号について許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可取消願についてお願いいたします。事務局、説明願ひします。

事務局 議案書6ページをお願いいたします。  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可取消願についてでございます。  
番号1、地区 八ツ山、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町山田野毘沙門\_\_\_\_\_  
、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 124㎡。  
これにつきましては、平成29年5月17日に許可をした案件ですが、計画が中止となったということで、許可の取消願が提出されております。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

西森委員 17番、西森です。ただいまありました事務局の説明どおり、当時、現地確認をしてありますが、かなり今回の面積が小さなところだったので結局は流れたというか、うまく形にならなかったものなのかなという判断をさせていただきました。以上です。

議長 ありがとうございます。  
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については承認することに決定したいと思います。  
続きまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局 7ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。  
番号1、地区 川合、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町庄村庄田目\_\_\_\_\_  
、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 23㎡。  
これにつきましては、昭和49年ごろから駐車場及び進入路として利用されておまして、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。  
件数はこの1件で、この案件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

片岡委員 23番の片岡でございます。10日の日に守山会長を初め宮本委員、地元推進委員、そして私は誠に申し訳なかったのですがけれども、欠席をさせていただいておりました。事務局の説明どおり何らこれという問題はなく十分審議いたしますと、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。  
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。よろしくお願ひします。

事務局 議案書8ページから10ページをお願いいたします。  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居藤ヶ丘町藤谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田で、面積 1, 178㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を病院用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町津ノ京\_\_\_\_\_、台帳地目 山林、現況地目 畑、面積 1, 173㎡のうち476㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_外1名、申請地 久居明神町藤山\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 46㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 (有)\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人外2名、申請地 庄田町谷口\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田で、面積 62㎡外9筆で、合計面積で2, 467㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を貨物車両用の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町庄村南出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 317㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川合、受人 (株)\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町片野内山\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 267㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 川口、受人 (有)\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口大角\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田で、面積 79㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、この後出てきます番号8番、番号9の一体利用地となりますが、一体利用地を含め561.6㎡のパネル設置面積であります。利用率といたしましては、全体面積が1,157㎡ということで48.5%の利用率という状況でございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 川口、受人 (有)\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口大角\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 433㎡外1筆で、9ページのほうに移りますが、合計面積が545㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、先ほどと同様でございます。一体利用地を含め561.6㎡、利用率といたしましては、全体面積の48.5%ということでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 川口、受人 (有)\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口大角\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 42㎡外3筆で、合計面積が533㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積につきましては、先ほどと同様です。561.6㎡、利用率のほうは48.5%という状況でございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、番号10です。地区 大三、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町二本木中野田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 995㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光

発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は472.32㎡、利用率といたしましては転用面積の47.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 倭、受人 \_\_\_\_\_、渡人 (有)\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、申請地 白山町南出西出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田で、面積 1,647㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は475.2㎡、利用率といたしましては土地が不整形であるということで転用面積の28.9%という状況でございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 八ツ山、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町八対野下出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田で、面積 892㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場及び資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 八ツ山、受人 \_\_\_\_\_合同会社 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_外3名、申請地 白山町八対野白石\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 730㎡外5筆で、合計面積 1,921㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は948.56㎡、転用面積の49.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 八知、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町八知新田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田で、面積 782㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積が326.4㎡、転用面積の41.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

10ページをお願いいたします。

番号15、地区 下多気、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気漆\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 168㎡外3筆で、合計面積で775㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受けるものですが、昭和55年ごろに既に植林をされておりまして、渡人のほうから始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は15件で、合計面積は1万2,920㎡、このうち田が6,795㎡、畑が5,649㎡、その他、これは台帳地目が山林となっている農地で、これが476㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番から4番までお願いします。

田口委員 6番、田口です。1番ですけれども、10日の午後、会長を初め部会長、事務局を初め地元推進委員と私とで見てまいりました。場所は\_\_\_\_\_の北約300メートルのところですか。何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

2番が、これも午前中でしたが、地元推進委員と私で見てまいりました。場所は\_\_\_\_\_の東約1キロのところですので、これは問題ないと思います。

3番が、これは\_\_\_\_\_の北、南から行くところとちょうど左側ですね。これも300メートルぐらいのところですので、問題ないと思います。

4番が栗葉となっています。これがちょうど\_\_\_\_\_の信号から南へ200メートルの道沿いですので、田でしたが、特に何も問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。5番、6番お願いします。

片岡委員 23番、片岡でございます。10日の日に、守山会長を初め宮本委員、私は欠席のもとで地元推進委員と事務局、お願いをいたしました。事務局の説明どおりこれという問題はなく、推進委員の理解も十分得ておまして、十分ご審議いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議長 6もですね。

片岡委員 はい、問題ないです。

議長 7、8、9お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。10日の日に西森、中谷両委員と地元推進委員、それと事務局、あと業者の方も立ち会いをしていただきました。場所は\_\_\_\_\_の東30mぐらいのところですか。先月も出ておりましたけれども、その土地のすぐ西側のところに当たります。畑でしたけれども、進入路もなく、耕作に困難なところで、また所有者の方も高齢の方もみえまして耕作もなされていない土地でしたので、何ら問題はないかと思えます。

続いて、10番ですけれども、これも西森、中谷両委員と地元推進委員、あと総合支所で確認をしてまいりました。場所は\_\_\_\_\_の南西300メートルのところですか。ここも荒れた土地でしたけれども、この土地の北側が既に太陽光のパネルが並んでいたり工事をしているところで、何ら問題はないかと思えます。

続きまして、11番ですけれども、場所は\_\_\_\_\_の東隣になります。会長、部会長、それから事務局、西森、中谷両委員と地元推進委員、あと行政書士のメンバーで確認をしてまいりました。地元自治会長からのお話もあり、問題なく進んでいるとのことですので、何ら問題はないかと思えますのでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。



12、13番お願いします。

西森委員

17番、西森です。これも1月10日、地元推進委員、それから地元の中谷西森両委員、事務局で立ち合わせていただきました。それから、場所ですが、\_\_\_\_\_の裏ですが、周りには住宅が建っているところで真ん中にぽつんと雑種地みたいな形で、十分管理はされていたのですが、その家の出入りがかなり不便だということで、入り口を真っすぐに自分のところへつくりたいという形で聞いております。場所はきれいなところだったのですが、これをすることによって理解できるかなという感じでした。あとは事務局の説明どおりということをお願いします。

それから、13番ですが、これも同じ日、守山会長、それから諸戸部会長、それから事務局、地元推進委員、中谷、西森両委員と業者で確認をさせていただいています。場所ですが、\_\_\_\_\_という地域があるのですけれども、そこから\_\_\_\_\_へ500mほど上った右手の山というか斜面ですけれども、現況は笹がかなり生えたような形のところと、もう山林化しているところの一部というように場所は聞きました。地元的には何も問題ないと判断をさせていただきました。あとは事務局の説明どおりということをお願いします。

議長

ありがとうございます。

14、15番お願いします。

結城委員

18番、結城です。9日の日に、地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人は申請地の管理ができる、太陽光発電設備の設置をしたいということで、受人は、申請地を取得して再生エネルギーの開発をしたいということでございます。よろしくをお願いします。

15番は、山奥の土地につき、農地としてはできない。これは漆というところで想像してもらったらわかると思いますが、管理ができないので譲渡をしないと、始末書、写真の添付もされておりますので、問題がないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。

地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

中谷委員

すみません、11番場所の説明訂正です。申し訳ありません。\_\_\_\_\_の隣と申しあげましたが、その次の案件でした。すみません。場所は\_\_\_\_\_の南東500メートルのあたりです。もう耕作もされておらず、残土置き場みたいな形になっていたところで、水の便も悪いようなところでした。何ら問題はないかと思っておりますので、申し訳ありませんがよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。

あと、皆さん方どうですか。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について

て、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題とします。事務局、よろしくお願ひします。お願ひします。

事務局 議案書は11ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 久居、借人 \_\_\_\_\_(株)中部支店 執行役員支店長 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 久居野村町北小膳田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑で、面積251㎡外2筆で、合計面積593㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に1年間の賃貸借権を設定し、申請地を道路工事のための事務所及び資材置場用地として一時転用をするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 榊原、借人 (有)\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 榊原町並松\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 925㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電用地とするものです。

パネル設置面積は518.24㎡、転用面積の56%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は1,518㎡、このうち田が342㎡、畑が1,176㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺ひしたいと思います。1番、2番。

田口委員 1番についてです。これも先ほどの10日の午前中にありました。これは諸戸部会長、地元推進委員、事務局と私で見ました。場所は\_\_\_\_\_、それから西へ50メートルほどのところですが、現場事務用地ということですが、何ら問題ないと思います。1年間のですね。

2番について、これも10日の日に、諸戸さんと地元推進委員、私と事務局で見てまいりました。場所は、\_\_\_\_\_の西70メートルぐらいのところですので何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。

地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたら。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。

番号1、地区 倭、借人 ㈱\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_外1名、申請地 白山町中ノ村古町\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田で、面積 502㎡外1筆で、合計面積 1,374㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に21年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は396㎡、土地が不整形ということで、土地の利用率といたしましては転用面積の28.8%というふうな状況でございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

説明がございましたが、地元委員さんのご意見をお伺いします。お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。先ほど説明してしまいましたけれども、10日の日に会長、部会長、それと事務局、あと委員の西森、中谷、地元推進委員と行政書士で確認をしてまいりました。場所が\_\_\_\_\_の東隣ということで、地元の自治会長さんとの話し合いも進んでおり、何ら問題はないかと思っておりますのでよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたら。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について

て、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可することと決定したいと思います。

引き続きまして、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借人 (株)\_\_\_\_\_ 代表取締役\_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 久居井戸山町奥ノ谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 808㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と永年の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は488.88㎡、転用面積の60.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺います。お願いします。

田口委員 6番、田口です。10日の日に現地を見てまいりました。場所は、\_\_\_\_\_のあるところの北へ約200メートルのところですか。これも地元推進委員、農業委員の諸戸さんと私と事務局とで見てまいりました。事務局の説明どおりですので何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については許可することと決定したいと思います。

それでは、次に、別冊としてお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化

促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

資料、農用地利用集積計画地区別集計表のほうをご覧くださいと思います。

まず、久居地区でございます。田の賃貸借、使用貸借で7万263㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,923㎡、契約件数54件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で17万6,145㎡、畑の賃貸借、使用貸借で329㎡、契約件数は106件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借で7,455㎡、契約件数は3件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で1,190㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で他の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせまして25万5,053㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借で6,252㎡、合計契約件数は164件、合計面積は26万1,305㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

久居地区につきましては10件、一志地区が50件、白山地区2件、美杉地区1件で、合計件数63件、合計面積が18万9,140㎡でございます。

今回の利用集積計画のうち、件数で38.4%、面積では72.4%が認定農業者に集積されております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局からの説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第8号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号については適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。ありがとうございます。

午後 2時40分

上記は、第1回第2農地部会の議事を録したものである。

平成30年1月17日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_